

日高市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン

日高市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（平成29年12月13日市長決裁）の全部を改正する。

令和元年8月22日 市長決裁

（趣旨）

第1条 このガイドラインは、太陽光発電設備の設置、維持管理及び撤去等に関し、事業者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電設備の導入が円滑になされるよう必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 このガイドラインにおいて使用する用語は、日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和元年条例第2号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第3条 このガイドラインは、条例第3条の規定により適用除外となる事業のうち、総発電出力が10キロワット以上のものについて適用する。

（法令に基づく手続等）

第4条 事業者は、太陽光発電設備設置に関する法令について、市の関係部局及び関係行政機関と事前に確認、調整を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 事業者は、事業区域の全部又は一部が条例第8条に規定する保護区域に含まれる場合は、当該事業が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、事業の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

（届出等）

第5条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を行おうとするときは、次項の規定により届け出る前に、地域住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この際、地域住民等から出された要望、意見等に対しては、誠意をもって対応するものとする。

2 事業者は、太陽光発電設備設置事業を行おうとするときは、当該事業に着手しようとする日の30日前までに、日高市太陽光発電設備設置事業（ガイドライン適用）届出書（様式第1号）に事業区域の位置図等を添付し、市長に届け出るものとする。

3 前項の規定による届出を行った事業者は、太陽光発電設備設置事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、変更し、又は廃止する日の30日前までに、

日高市太陽光発電設備設置事業（ガイドライン適用）変更・廃止届出書（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

（遵守事項）

第6条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を行う際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 地域住民等との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (5) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (6) パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講じること。
- (7) 太陽光発電設備に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (8) 太陽光発電設備設置事業を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去する等適正に処理すること。

（報告）

第7条 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

（その他）

第8条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和元年8月22日から施行する。